



仲元典允(なかもとのりみつ)さん

一般社団法人
 沖縄県建築士事務所協会 会長
 株式会社現代設計 代表取締役
 浦添市西原1-4-26
 沖縄建築会館内
 電話098-879-1311

建築士法改正に向けた動きが本格化 設計業務の適正化を図り、契約トラブルを防ぐ

現行の法制度では、建築士と建築士事務所の役割と責任が不明確であることが指摘されています。そのために生じる契約トラブルも多く、消費者保護の観点からも、契約のあり方を含めた制度の改善が求められています。沖縄県建築士事務所協会・会長の仲元典允さんを訪ね、話を聞きました。

県建築士事務所協会の窓口には、どのような苦情・相談が多く寄せられていますか？

施主と設計者との契約が不明確で、トラブルが発生するケースが増えています。なかでも下図のCのように、建築士のいない無登録業者が、施主から設計などの仕事をを受け、それを他の建築士事務所に再委託している

場合などに問題が起こりがちです。問題発生後に施主が設計者と直接話したいと思っても、ひいては契約そのものを見直したくても、契約内容に不備があることが多く、簡単には解決できないのが現状です。

このようなトラブルが発生する最大の原因は、設計

対応していかねればなりません。そのため日本建築士事務所連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会の「建築3会」は共同で、設計・工事監理の業務適正化を求める提案書を国に提出しました。内容としては

業務に関する法律がきちんと整備されていないことです。よく知られる建築基準法は建築物そのものの安全基準について、建築士法は建築士の資格についてそれぞれ定めたものであり、実際の業務・業態に関する規制は十分ではありません。

契約トラブル防止に向けた法改正の動きがあれば教えてください

各都道府県の建築士事務所協会で構成する全国組織「日本建築士事務所協会連合会」では、かねてから業務法の必要性を訴え、「建築士事務所法」(仮称)の制定を目指してきました。現在も準備を進めていますが、一方で目の前にある問題では、現行法の枠組みの中で

「書面による業務契約の締結の義務化」は、従来の書面交付の制度に代わるものとして、「建築士法に新たに追加される予定の項目です。延べ面積300平方メートルを超える建築物については、当事者間の書面による契約が必要になります。また業務の質の低下を招き、責任の所在が不明確になりやすい「三括再委託」についても、延べ面積300平方メートルを超える建築物では禁止される見通しです。

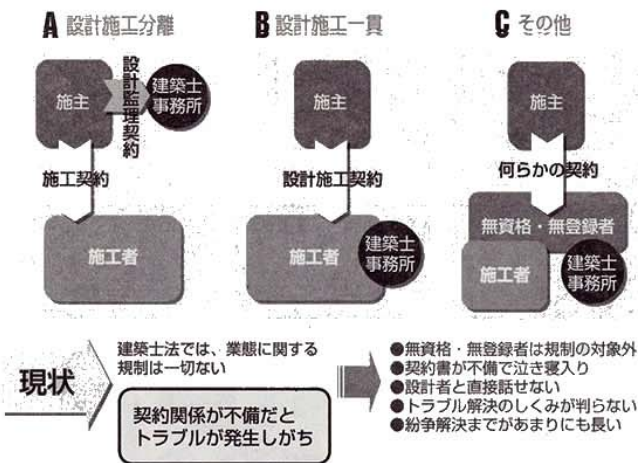
県建築士事務所協会の取り組みを教えてください

沖縄県建築士事務所協会の正会員数は現在190社。自律的監督体制の構築に向けて、現在議論されている「建築士事務所法」では、

事務所協会への自動入会が検討されていました。今回の3会共同提案には盛り込むことができず、今後は引き続き要求していくことになるでしょう。建築業界の土壌を整備して、若い人たちが夢をもって働ける環境を築いていくことが、私たち事務所協会の使命だと考えています。

また消費者保護に向けた取り組みとして、沖縄県建築士事務所協会では苦情・相談窓口を設置しています。会員・非会員を問わず、建築士事務所の行った業務に関してのトラブルを抱えている方、お悩み中という施主の方からの相談を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

日本における設計業態の雑多性



※一般社団法人日本建築士事務所協会連合会パンフレットより抜粋